

消防予第 2 7 3 号
平成 2 1 年 6 月 1 6 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

住宅用火災警報器設置推進の取組について

住宅用火災警報器の設置推進については、各地域で重要課題として取り組んでいただいているところですが、平成 20 年 6 月 2 日に開催された「第 2 回住宅用火災警報器設置推進会議」においては、当面、

- ①普及状況を把握するための標準的な調査方法の提示と普及率調査の定期的実施・公表
- ②全消防署又は消防本部における地域推進組織の整備と実施計画策定の促進
- ③住宅用火災警報器設置推進連絡会や地域推進組織に対する優良推進事例等に係る継続的な情報発信
- ④緊急地域安全対策事業（平成 21 年度補正予算）等の財政措置を活用した設置推進

に取り組むこととされた他、各委員より、全ての地域で地域推進組織を整備して適切な役割分担の下で設置推進を図ることや住宅用火災警報器の設置の必要性を訴求する上でのマスメディア活用の重要性等の意見が出されたところです。

このため、地域推進組織を整備していない地域におかれましては、可能な限り早期に地域推進組織を整備するとともに、各位におかれましては、火災が発生した住宅における住宅用火災警報器の設置の有無や奏功事例に係るマスメディア等への情報発信等につきまして、特段の御配慮をよろしく願います。

また、全国消防長会においては、「住宅用火災警報器設置推進の各種取組について」（平成 21 年 6 月 16 日全消発第 214 号）を各会員宛てに通知しておりますので、別添の通り参考送付します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【担当】
総務省消防庁予防課 竹村、千葉
Tel 03-5253-7523/Fax 03-5253-7533

全消発第214号
平成21年6月16日

各 会 員 殿

全 国 消 防 長 会
会 長 小 林 輝 幸
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器設置推進の各種取組について

平成21年6月2日に「第2回住宅用火災警報器設置推進会議」が開催され、全国消防長会としてもこれに参画しているところです。

同会議において、関係機関等から、基本方針に基づく各種施策における実施状況等の報告と併せ、今後の取組について協議、検討がされ、住宅用火災警報器設置に係る各種施策及び当面の取組についての方針が示されました。

本会としても住宅用火災警報器設置推進に係る各種取組について強力に推進して参りたいと考えますので、下記のとおり特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 普及状況を把握するための標準的な調査方法の提示と普及率調査の定期的実施・公表

総務省消防庁より標準的な調査方法が示されましたので、各消防本部の地域の実情に応じ、定期的な調査の実施をお願いします。

※ 参考（住宅用火災警報器普及率調査方法について平成21年6月10日消防予第265号消防庁予防課長通知添付）

- 2 全消防署または消防本部における地域推進組織の整備と実施計画策定の促進
消防署又は消防本部を単位とした、地域推進組織の早期整備及び関係機関等との連絡体制の整備をお願いします。
- 3 住宅用火災警報器設置推進連絡会や地域推進組織に対する優良推進事例等に係る継続的な情報発信

住宅用火災警報器設置推進連絡会及び地域推進組織等において、設置推進に

関する効果的な事例等の情報交換、発信をお願いします。

4 緊急地域安全対策事業（平成21年度補正予算）等の財政措置を活用した設置推進

地域の安全・安心の実現のため、補正予算等財政措置を積極的に活用した住宅用火災警報器の設置推進をお願いします。

5 その他

参加委員から、消防機関、関係団体等に対し、住宅用火災警報器設置による効果について広く住民に知らせるよう要望がありましたことから、火災が発生した住宅における住宅用火災警報器の設置の有無や設置による奏功事例等について、広報（災害出場時の広報、機関紙、ホームページ等あらゆる広報手段による）の実施をお願いします。

<問い合わせ先>

全国消防長会事務局

担当：事業管理課 牧野・今井

TEL：03-3234-1321

FAX：03-3234-1847

E-mail：jigyo-2@fcj.gr.jp